

倫理規程

一般社団法人
発達精神医学・心理学研究会

(目的)

第1条 一般社団法人発達精神医学・心理学研究会（以下、この法人という。）は、その設立の趣意に基づき、発達障害や精神・心理学的問題等のために支援を必要とする子ども、成人と家族の生活の質を向上させることをもって社会の福祉の増進に貢献することを使命としている。

この使命を果たすうえで、この法人は、厳正な倫理に則り、公正かつ適正な事業活動を行うための自主的な行動基準として、以下の倫理規程を制定し、その遵守と実践を行うものである。

この法人のすべての社員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

(組織の使命及び社会的責任)

第2条 この法人は、その設立目的に従い、広く社会福祉の実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

(社会的信用の維持)

第3条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。また、社会一般からの理解を得るための努力を行い、それを保持しなければならない。

(基本的人権の尊重)

第4条 この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

(法令等の遵守)

第5条 この法人は、法令及びこの法人の定款、倫理規程、その他の規程内規を厳格に遵守するとともに、社会的規範を尊重し、適正に事業を運営しなければならない。

(私的利益の禁止)

第6条 この法人の社員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第7条 この法人の社員は、その職務の執行に際し、この法人と利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその関係の開示を行うとともに、この法人が定める所定の手続きに従わなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第8条 この法人は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第9条 この法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社員、寄附者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人の権利の尊重)

第10条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重に十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第11条 この法人の社員は、事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の確保)

第12条 この法人は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保するとともに、その遵守を実効するための公益通報者保護の制度を設ける。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。